

## 【食品健康影響評価について】

| 番号  | 質問                                       | 回答  |
|-----|--|---|
| 118 | 今回新たに基準を設定した農薬等についての再評価について教えてください       | ご指摘の基準は今後、日本国内における毒性評価、暴露評価を経て、順次見直しがなされることとなります。また、これとは別に5年ごとに定期的な見直しを行い、参考とした諸外国等の基準が削除された場合、当該基準を参考として設定した基準を削除することとしています。     |
| 119 | 今回設定した一律基準や対象外物質についても食品安全委員会に評価を依頼するのですか | 本制度のために設定された一律基準及び対象外物質については、FAO/WHO食品添加物専門家会議等の国際評価機関における評価や諸外国の基準等を参考にしているが、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価がなされていないため、施行後評価を依頼することとしています。 |